

生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会による事後評価実施要綱

1. 事後評価の目的

生活衛生関係営業対策事業費補助金に係る事業（以下「事業」という。）について、政策目的の達成の程度、事業の成果を客観的に評価することにより、次年度の適切かつ効果的な事業実施につなげることを目的とする。

2. 事後評価の実施主体

実施主体は、生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会（以下「審査・評価会」という。）とする。

3. 事後評価の方法

（1）対象

平成23年度に採択を受けた事業

（2）評価の方法

ア 事後評価は、事業実施者が事前に別途指定する日までに提出した別紙1「成果報告書」に基づき、「4. 事後評価に当たっての着眼点」、「5. 事後評価における留意点」、「6. 開示・公開等」を踏まえ、書面審査を行う。

イ 2年から5年程度の複数年度を計画する事業の場合でも、毎年度、事後評価の対象とする。

ウ 関係営業の振興、公衆衛生の確保と的確な効果測定の観点等から事後評価を行うこととし、事後評価は、5段階の評価段階を設定し、評点を付ける。

エ 審査・評価会の構成員は、書面審査の内容に基づき、別紙2「事後評価シート」に記入する。

4. 事後評価にあたっての着眼点

評価の実施に際しては、以下の事項について考慮する。

（1）事業目的の達成度（成果）

○所要の目的をどこまで達成したか

○状況の変化に応じて、柔軟に計画を変更できたか

（2）事業内容の効率性

○事業が効率的に実施されたか

（3）成果把握（効果測定）の適切性

○事業成果の把握（効果測定）が適切であったか

（4）事業成果の政策等への活用（補助金としての意義）

○施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性

5. 事後評価における留意点

（1）事後評価にあたっては、事業の目的、内容、性格に応じて効果測定が適切かつ明確にされるよう実施する。

（2）特に、公衆衛生の確保や後継者確保などの事業については、短期間のうちに事業成果を目に見える形で現すことが難しいことが少なからずあるため、事後評価にあたっては、これらについて十分に留意し、例えば、結果に至る途中のプロセスについて評価するといった観点も考慮するものとする。

(3) 事後評価における客観性の確保

事後評価の客観性を確保する観点から、事業の性質に応じて、数値等による定量的な成果、定性的な成果を明らかにした事後評価を行う。

(4) 事後評価に伴う過重な負担の回避

事後評価にあたっては、事業実施者が事後評価に伴う作業負担について過重となり、本来の事業活動に支障が生じないようにするため、効果的・効率的な事後評価を行う等の工夫や配慮を行うものとする。

6. 開示・公開等

(1) 事後評価

厚生労働省は、事後評価結果を事業実施者に通知する。なお、通知の際は、後年度の事業がさらに良い内容となるよう適切かつ十分な評価意見を付記する。

(2) 厚生労働省は、事後評価終了後の適切な時期に、事後評価の概要を厚生労働省ホームページ等により公表する。

(3) 構成員は、事後評価の過程で知り得た情報及び事後評価内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。